区立学校におけるワークライフバランスの推進について

区では、中野区特定事業主行動計画及びイクボス宣言等により、 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向け、勤 務環境の整備に努めているところである。

区立学校においても、同様にワークライフバランスの推進に向け けた取組を次のとおり実施する。

1 教育活動休止日の設定について

長期休業期間中に、土曜日授業の実施による週休日の変更を行うことや夏季休暇等の取得推進を図るため、教育活動休止日を設定する。

2 教育活動休止日の体制について

教育活動休止日は、長期休業期間に補習授業や水泳指導、部活動等を実施しない日とし、小・中学校の施設管理については、学校管理員を配置する。

- 3 平成29年度における教育活動休止日の試行について
 - (1) 試行日

平成29年8月14日(月)1日間

ただし、学校(園)の状況により設定日を設けない、又は夏季 休業中の期間で設定日を変更することができることとする。 平成29年(2017年)7月14日 教育委員会事務局指導室長

(2) 教育活動休止日の対応

ア 小・中学校の施設管理については、学校管理員が行う。

- イ 教員等の服務の取扱いは、年次有給休暇、夏季休暇、週休 日の変更等とする。
- ウ 教員等が希望する場合は、教育活動休止日に勤務を行うことができる。
- エ 学校管理員は、休日の施設管理と同様の職務を行う。
- オ プールの水質管理等については、各校で工夫し適切に対応 する。
- (3) 保護者等への周知について

本年度については、試行のため、実施する各校で必要に応じ て周知することとする。

4 今後の対応について

平成30年度以降の教育活動休止日については、本年度の試行 状況を踏まえ、検討し決定する。